

守口市検査実施基準  
(出来高検査チェックリスト)

平成30年7月

守口市 総務部 総務課

## 出来高検査チェックリスト

### － 目 次 －

|                                |       |   |
|--------------------------------|-------|---|
| 工事の概要把握                        | ----- | 1 |
| 書類・実地検査 1 (一般)                 | ----- | 1 |
| 〃        2 (製造工場等にある工場製品の確認事項) | ----- | 2 |
| 参考資料(関連法規)                     |       |   |

※この基準は、守口市工事検査規程第4条に定める検査実施基準について必要な事項を定めたものです。いわゆるチェックリストといわれるもので、検査員が検査を実施する上で指針とすべき着眼点を一覧表にしたものです。

出来高検査チェックリスト

工事件名

| 区分            | 内容  | チェック欄 | 手直し | メモ |
|---------------|---|-------|-----|----|
| 工事の概要把握       |   |       |     |    |
| 概要確認          | 工事の目的、概要把握。必要に応じて、監督員から事業概要の説明を受ける。   |       |     |    |
|               | 現場代理人、受検者の確認。   |       |     |    |
|               | 契約変更(金額、工期等)の有無、変更内容の概要確認。  |       |     |    |
|               | 支払状況(前払い金、出来高払い等)の確認。   |       |     |    |
|               | 契約数量総括表にて、契約数量、実施数量の確認。(増減がある箇所の把握)。<br>※減がある場合は、給付に値するか後ほど詳細にチェックを行う。        |       |     |    |
|               | 完成部については、別途各々のチェックリスト(土木、土木系設備、建築)で確認。<br>※本チェックリストは、出来高数量を確認するためのチェックリストである。 |       |     |    |
| 書類検査・実地検査(一般) |   |       |     |    |
| 工事完了の<br>確認   | (出来高設計書に計上した工事完了の数量を確認)   |       |     |    |
|               | 契約書等の履行状況を確認  |       |     |    |
|               | 設計図書、施工計画書、製作図、施工管理記録、試験成績書、工事写真、出来形成果表及び出来形図、その関係書類により、出来高計上の数量を現地確認。        |       |     |    |
|               | (現場に搬入された材料の数量の確認)  |       |     |    |
|               | 当該搬入材料の「納品書」、「納品数量表」により、材料の数量を現地確認。   |       |     |    |
| 出来形確認         | (設計図書に定める形状、寸法等を確認)   |       |     |    |
|               | 出来形成果表及び出来形図により目視及び実測で確認。   |       |     |    |
| 品質確認          | (施工品質や使用材料の品質を確認)   |       |     |    |
|               | 施工管理品質証明書・材料品質証明や試験成績表等により確認  |       |     |    |

出来高検査チェックリスト

工事件名

| 区分                           | 内容  | チェック欄 | 手直し | メモ |
|------------------------------|---|-------|-----|----|
| 書類検査・実地検査(製造工場等にある工場製品の確認事項) |   |       |     |    |
| 出来高計上の数量確認                   | (出来高数量を確認)  |       |     |    |
|                              | 設計図書、施工計画書、設計図、工場製作管理記録、試験成績書、製作写真、その他関係書類により、出来高計上の製品数量を確認。<br>※なお、写真により数量の確認ができていない場合は、監督職員が実地により数量等の確認検査を行ったことがわかる写真により確認。 |       |     |    |
|                              | (工場製品の管理状況を確認)  |       |     |    |
|                              | 当該工場製品の確保ができているかを「保管請書」及び「保管場所・保管状況が分かる写真」により確認。  |       |     |    |
| 出来形確認                        | (設計図書に定める形状、寸法等を確認)   |       |     |    |
|                              | 工場検査記録、出来形成果表及び出来形図、製品寸法の実測写真により確認。   |       |     |    |
| 品質確認                         | (設計図書に定める機能・性能を確認)  |       |     |    |
|                              | 工場製作管理記録、試験成績書により確認。  |       |     |    |

## 関連法規（抜粋）

### 【地方自治法】

（契約の履行の確保）

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

### 【地方自治法施行令】

（監督又は検査の方法）

第六十七条の十五 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

### 【守口市契約規則】

（検査）

第27条 契約担当職員又は主管部課長から検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、必要があるときは、監督職員を立ち合わせ、又は破壊、分解若しくは試験をして検査を行なうものとする。

2 工事又は製造その他についての請負契約の目的たる給付の完了を確認するために行う検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 【守口市工事検査規程】

（趣旨）

第1条 この規程は、本市における工事又は製造その他についての請負契約（以下「工事等請負契約」という。）の目的たる給付の完了の確認をするため、法令その他別に定めがあるもののほか、検査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（検査実施基準）

第4条 検査員は、契約書、仕様書、設計書、図面その他の関係書類及び別に定める検査実施基準等に基づき、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。